

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国民一般向け業務に係る令和 6 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 7 年 6 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘

⑩

監 査 役

伊 東 正 仁

⑩

監 査 役

宮 城 典 子

⑩

監 査 役

風 間 聡

⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋

⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

農林水産業者向け業務に係る令和 6 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 7 年 6 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘

⑩

監 査 役

伊 東 正 仁

⑩

監 査 役

宮 城 典 子

⑩

監 査 役

風 間 聡

⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋

⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

中小企業者向け業務に係る令和 6 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 7 年 6 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘

⑩

監 査 役

伊 東 正 仁

⑩

監 査 役

宮 城 典 子

⑩

監 査 役

風 間 聡

⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋

⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

信用保険等業務に係る令和 6 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 7 年 6 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘

⑩

監 査 役

伊 東 正 仁

⑩

監 査 役

宮 城 典 子

⑩

監 査 役

風 間 聡

⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋

⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

危機対応円滑化業務に係る令和 6 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 7 年 6 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘

⑩

監 査 役

伊 東 正 仁

⑩

監 査 役

宮 城 典 子

⑩

監 査 役

風 間 聡

⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋

⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

特定事業等促進円滑化業務に係る令和 6 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 7 年 6 月 17 日

株式会社日本政策金融公庫

監 査 役

三 田 祥 弘

⑩

監 査 役

伊 東 正 仁

⑩

監 査 役

宮 城 典 子

⑩

監 査 役

風 間 聡

⑩

監 査 役

大 谷 秋 洋

⑩